

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

100年振りの保険法改正で何が変わるのか？

シリーズ ②

「医療保険分野」に新规定 濃い消費者への配慮

前号では「なぜ、保険法が改正されたか」について見ましたが、今回は「消費者にどう影響するか」について見てまいります。

保険法の構成

新保険法の条文の全体像は、以下のようになっています。

総則	保険法の趣旨や定義が書いてあります。
損害保険※	損害保険契約に関する事項を定めています。
生命保険※	生命保険契約に関する事項を定めています。
傷害疾病定額保険※	傷害疾病定額保険契約に関する事項を定めています。
雑則	時効や保険会社の破産について定めています。
付則	実施日や経過措置を定めています。

※それぞれの保険契約ごとに成立、効力、保険給付などに関する規定が設けられています。

このなかで、特に注目するのは次の2点です。

(1) 傷害疾病定額保険

今回の保険法改正のポイントの一つがこの傷害疾病定額保険契約の規定を定めたことです。損害保険でも生命保険でもない、いわゆる「第三分野の保険」に関するもので、傷害保険、医療保険、がん保険などがこれに該当します。

今までの保険法には、こうした比較的新しい第三分野の保険に関する定めがありませんでしたが、被保険者（保険の対象になる人）や保険金受取人（保険金受取人として指定された者）の保護に関する規定が盛り込まれました。

(2) 施行日と経過措置

新しい保険法は2010年4月1日から施行されました。この日を境に保険契約者や被保険者が不利になる保険約款を作成しても無効になります（「片面的強行規定」）。2010年4月1日以前に締結した保険

契約でも新しい保険法の一部の規定が適用されます。

消費者への影響は

保険法が変わることによって保険会社では約款の改定作業を進めていますが、消費者への影響はどのように変わるか、そのいくつかをまとめました。

(1) 告知義務

保険は、消費者（保険契約者・被保険者）が持っている危険を保険会社に引き受けてもらうことです。その危険に関する情報は消費者が知っているのが、保険会社に告げてもらわねばなりません。これが「告知義務」です。告知義務事項は危険に関する重要な事項であるため保険法に明記し、実務上も申込書やパンフレットで明らかにしました。

(2) 保険金の支払期限

保険金の不払い問題も保険法の改正に影響を与えました。それが保険金支払期限に関する規定の新設です。保険金の対象となる事故が起き、保険金の請求を受けると、保険会社はその請求が保険金支払事由に該当するか、損害額はいくらになるかなどを調査します。しかし、こうした期間を保険会社任せにしている被保険者の権利が害されるおそれがあるため、保険法では「相当の期間」という概念を設け、これを超えると遅延利息が生じることを明らかにしました。

(3) 賠償責任保険における被害者の救済

賠償責任保険は、加害者である被保険者が被害者に対して被る損害賠償責任を補償し、保険金は保険金請求権を有する被保険者に支払われます。

それが確実に被害者に渡るよう、保険法で被保険者が保険金請求権を行使できる場合を限定して、結果的に被害者が保険金をもらえるよう明記したものです。